

追加型投信／海外／株式

運用実績

基準価額

12,183円

前月末比

▲554円

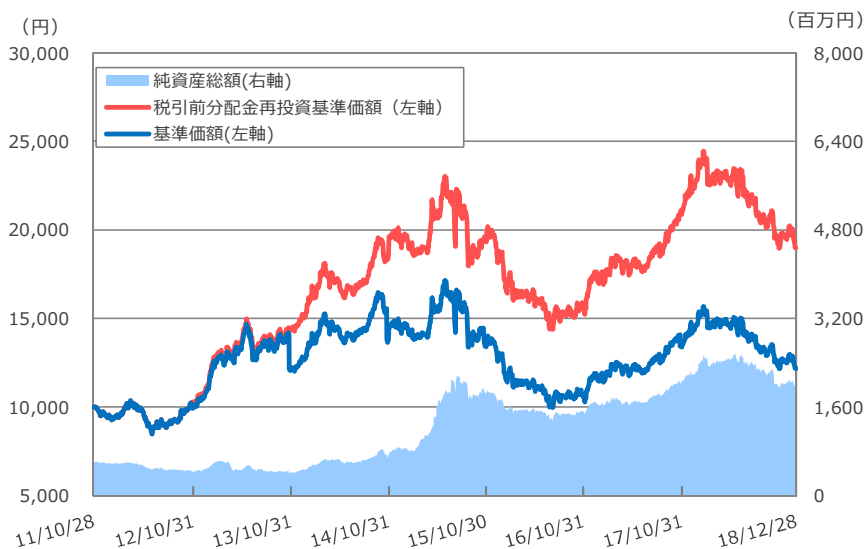
純資産総額

1,967百万円

※基準価額は信託報酬控除後の値です。

ファンド設定日：2011年10月28日

基準価額等の推移



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。
 ※税引前分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

資産構成 (単位：百万円)

| ファンド | 金額 | 比率 |
|--|-------|-------|
| ハーベスト・アジア フロンティア エクイティファンド クラスJ | 1,929 | 98.1% |
| F O F s 用短期金融資産 ファンド (適格機関投資家専用) | 1 | 0.0% |
| 現金等 | 37 | 1.9% |

※現金等には未収・未払項目などが含まれるため、マイナスとなる場合があります。

※「ハーベスト AF エクイティ ファンド」の金額は、基準日の前営業日の1口当たり純資産価格により算出しています。

※以下、ハーベスト アジア フロンティア エクイティ ファンド クラスJ 受益証券を「ハーベスト AF エクイティファンド」といいます。

期間収益率

| 設定来 | 1 カ月 | 3 カ月 | 6 カ月 | 1 年 | 3 年 | 5 年 |
|--------|--------|--------|---------|---------|-------|--------|
| 89.96% | -4.35% | -9.45% | -12.93% | -18.20% | 1.53% | 21.86% |

※期間収益率は税引前分配金を再投資したものととして算出した税引前分配金再投資基準価額により計算しています。

収益分配金 (税引前) 推移

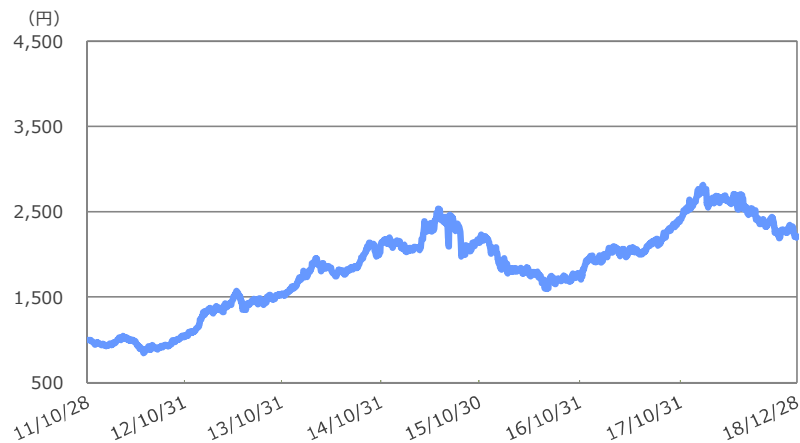
| 決算期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 設定来累計 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|--------|
| 決算日 | 2014/10/27 | 2015/10/26 | 2016/10/25 | 2017/10/25 | 2018/10/25 | |
| 分配金 | 1,800円 | 1,000円 | 300円 | 700円 | 0円 | 6,000円 |

※収益分配金は1万口当たりの金額です。

組入投資信託証券（ハーベスト AF エクイティ ファンド）の状況

※本ファンドの主要投資対象であるハーベスト AF エクイティ ファンドの資料につきましては、ハーベスト グローバル インベストメント リミテッドの資料を基に S B I アセットマネジメントにて作成しております。

1口当たり純資産価格の推移



※設定日の1口当たり純資産価格は1,000円です。
 ※報酬（固定報酬・成功報酬）控除後の数値です。
 ※グラフは、BNPパリバセキュリティーズ・サービスが算出した数値に基づいています。
 ※上記純資産価格は、「ハーベスト アジア フロンティア株式ファンド」の翌営業日の基準価額に反映されます。

| 1口当たり純資産価格 | 純資産総額 |
|------------|----------|
| 2,213.7円 | 1,940百万円 |

前月末比

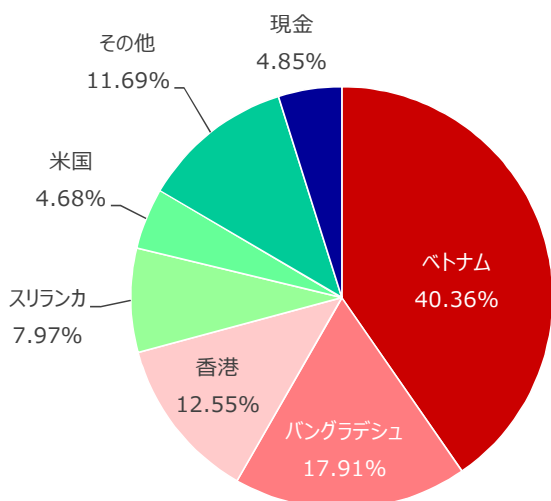
▲91.8円

期間収益率

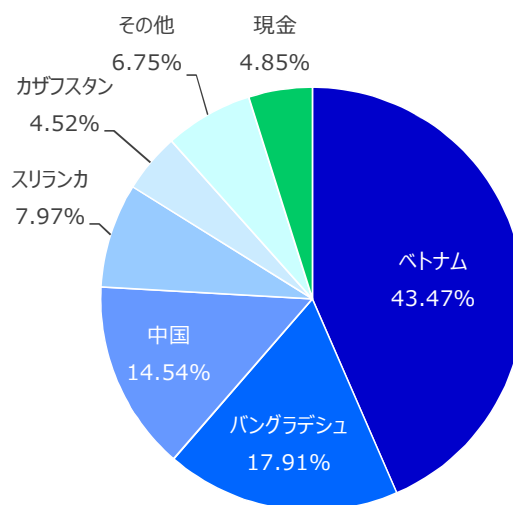
| 設定来 | 1カ月 | 3カ月 | 6カ月 | 1年 | 3年 | 5年 |
|---------|--------|--------|---------|---------|-------|--------|
| 121.37% | -3.98% | -9.28% | -13.32% | -17.52% | 6.33% | 32.31% |

追加型投信／海外／株式

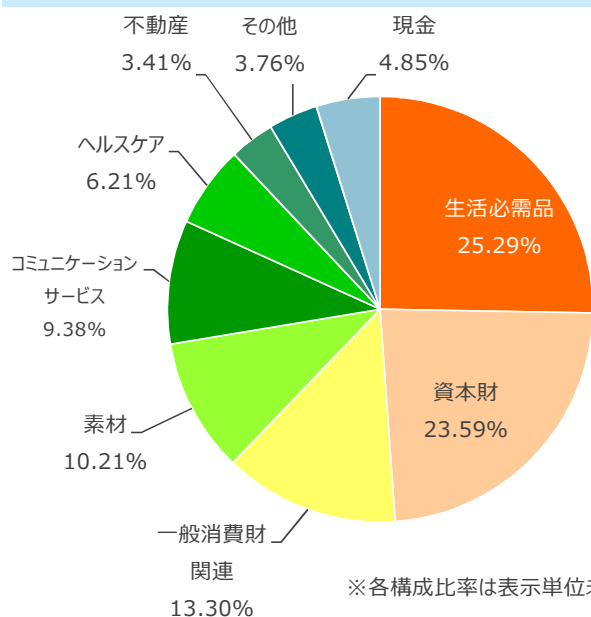
投資市場別構成比率



投資対象国・地域別構成比率



業種別構成比率



※各構成比率は表示単位未満を四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

組入上位5銘柄

| 銘柄名 | 投資対象国・地域 ^{※1} | 業種 | 比率 ^{※2} |
|-----------------------------|------------------------|-------|------------------|
| 1 ベトナムデ일리 | ベトナム | 生活必需品 | 8.69% |
| 2 ベトジェットエア | ベトナム | 資本財 | 7.46% |
| 3 ベトナム空港総公社 | ベトナム | 資本財 | 6.53% |
| 4 サイゴンビール・アルコール飲料総公社 | ベトナム | 生活必需品 | 5.68% |
| 5 プリティッシュ・アメリカン・タバコ・バングラデシュ | バングラデシュ | 生活必需品 | 5.53% |

※1 「投資対象国・地域」は、実際の上場取引所の国々とは必ずしも一致しません。

※2 ハーベスト AF エクイティ ファンドの純資産総額に対する比率です。

※後述の「本資料のご留意点」を必ずご覧ください。

投資環境及びコメント

当月の市場動向

当月のアジア株式市場は、前月の安定した相場は長続きせず、グローバル市場と歩調を合わせるように大半の市場が前月末比でマイナスとなりました。しかしながら、株式相場が全般的に弱含んだにもかかわらず、アジア市場は辛うじて米欧などの他市場を上回る収益率を上げました。

中国市場は、当月に発表された弱い経済指標が重しとなったほか、米中貿易戦争の解決に対して懐疑的な見方が台頭したことにより、アジア市場で最も収益率の低い市場となりました。

香港市場についても、中国市場と歩調を合わせて下落しましたが、公益事業などのディフェンシブ・セクターの寄与により、中国市場を上回る収益率を上げました。

アジア・フロンティア市場は、2008年以来最も堅調なGDP成長率を記録したものの、全セクターにわたって広範な銘柄が売られたことにより、ベトナム市場がアジア・フロンティア5カ国の中で最も低い収益率となりました。

バングラデシュ市場は、間近に迫った総選挙への期待から相場が安定し、投資家心理が上向いたことから、若干上昇しました。

スリランカ市場は、賛否両論だったラジャパクサ前大統領の首相指名が取り下げられたことから、下値抵抗力を見せました。

カザフスタン市場は、堅調なGDP成長率や低インフレが相場を下支えたものの、若干弱含みとなりました。

今後の見通しと運用方針

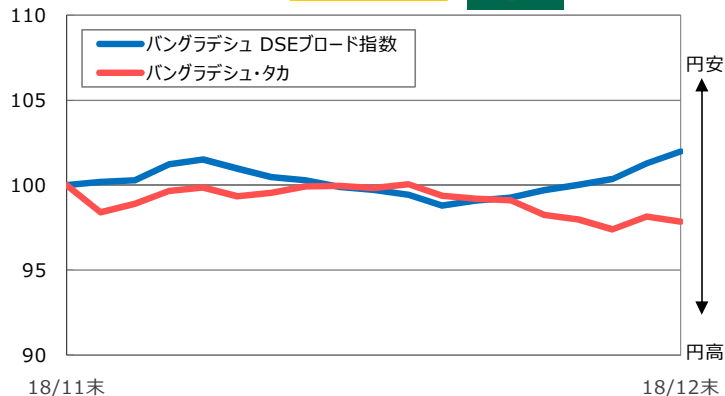
2019年に入っても、引き続き貿易戦争に関する報道が市場動向を左右していることもあり、我々のアジア・フロンティア市場に関する見方は概ね変わっておりません。とは言え、米国の利上げ停止や米中貿易戦争解決の可能性が出て来たことに伴い、アジア市場は引き続きグローバル市場を上回る収益率を上げる可能性があると思っております。

2018年11月以降、インドネシア、フィリピン、インドといった収益率の低かった市場が安定化したことから、我々は慎重ながらも楽観的な見方に転じました。これらの市場に共通する要素は、米国の利上げ停止や原油安の恩恵を受ける受益者であるということです。我々は引き続きファンダメンタルズの健全な企業が再評価を受けることにより、最終的には優勢になるとみています。また、米中貿易戦争が90日間の休戦に入ったことにより、投資家はファンダメンタルに基づいたリターンを得ると想定しています。アジア市場の魅力的なバリュエーションを考えると、先進国市場の収益率を上回ったとしても驚くべきことではありません。

しかしながら、アジア域内のファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）が見立て通りにならず、弱気相場で買い向かうことになった場合には、引き続き市場を注意深く見守り、利益確定売りを行います。アジア フロンティアAFエクイティ・ファンドの戦略のスローガンは引き続き「弱気相場で買い、強気相場で売る」です。我々は引き続き、投資資金フローの観点から、比較的規模の小さい東南アジア市場やアジア・フロンティア市場は、世界経済の成長の恩恵を受け始めるという見方を示しています。また、米国と中国の貿易戦争が解決した場合でも、企業が生産拠点を中国から分散することによって、アジア・フロンティア市場は恩恵を受けるでしょう。

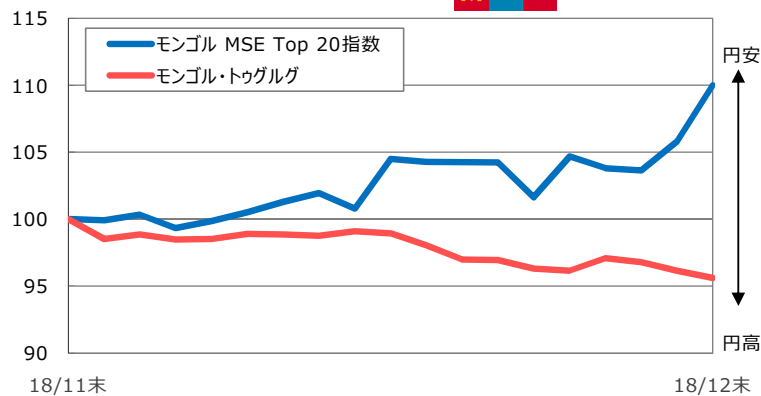
参考情報 – アジア・フロンティア 5 カ国の株式市場の騰落率及び為替レートの変化率

バングラデシュ



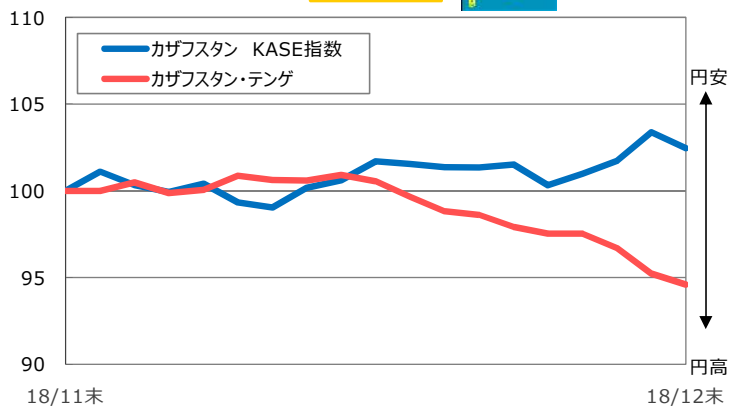
(株式) 前月末比 +1.98%上昇 (為替) 前月末比 ▲1.04%下落

モンゴル



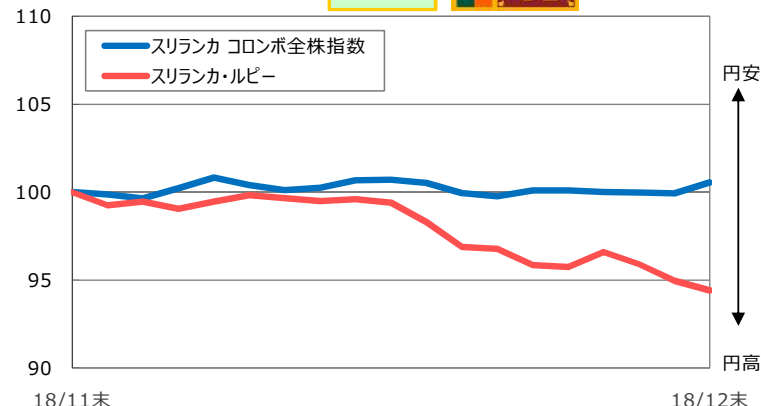
(株式) 前月末比 +5.81%上昇 (為替) 前月末比 ▲3.85%下落

カザフスタン



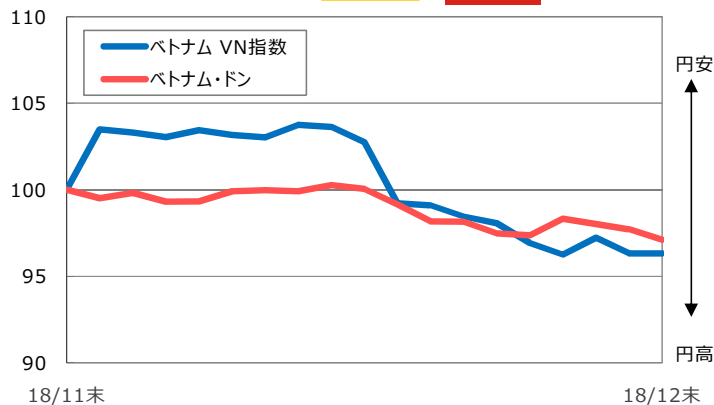
(株式) 前月末比 +3.37%上昇 (為替) 前月末比 ▲4.77%下落

スリランカ



(株式) 前月末比 ▲0.07%下落 (為替) 前月末比 ▲5.04%下落

ベトナム



(株式) 前月末比 ▲3.67%下落 (為替) 前月末比 ▲2.28%下落

※ ブルームバーグのデータを基に S B I アセットマネジメントが作成。
 ※ 祝日等で休場の場合には、前営業日の数値を記載しております。
 ※ グラフ・数値等は過去の実績であり、今後の運用成果や市場環境等を保証するものではありません。

追加型投信／海外／株式

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

本ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

ファンドの特色

●主として、外国投資信託「ハーベスト・アジア フロンティア エクイティファンド クラスJ」受益証券と「F O F s 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」受益権への投資を行い、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

主として、①バングラデシュ ②モンゴル ③カザフスタン ④スリランカ ⑤ベトナム等の企業及び当該各国で主な事業展開をする企業の上場株式等[※]に実質的に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。また、香港やシンガポール等の証券取引所に上場する、流動性の高いフロンティア関連企業及び今後成長が見込まれる中国西部のフロンティア地域（内モンゴル、チベット、新疆、雲南等）の株式等にも実質的に投資を行います。

※一部、上場予定の未公開株式及び債券等に投資する場合があります。

- 外国投資信託「ハーベスト・アジア フロンティア エクイティファンド クラスJ」受益証券への投資比率を高位に保つことを基本とします。
- 外国投資信託の運用については、「ハーベスト グローバル インベストメント リミテッド（香港）」が行います。
- 外貨建資産への実質的な投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。

投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。特に、本ファンドは投資信託証券への投資を通じて実質的にフロンティア諸国の株式等への投資を行います。一般的にフロンティア市場への投資は、先進国市場への投資に比較して、カントリーリスクや信用リスク等が高くなります。したがって、基準価額が大きく下落し、非常に大きな損失を生じるおそれがあります。本ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。本ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

| | |
|----------|--|
| 株価変動リスク | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。 |
| 為替変動リスク | 外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。 |
| カントリーリスク | 投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合などには、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、当ファンドが実質的に投資するフロンティア市場には、一般に先進国の市場に比べ、規模、取引量が小さく、法制度（市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。また、発行者情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、フロンティア諸国への投資については、一般的に先進国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。 |

追加型投信／海外／株式

投資リスク

主な変動要因

| | |
|--------|---|
| 信用リスク | 投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。 |
| 流動性リスク | 投資者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国に比べ、相対的に流動性リスクが高くなると考えられます。 |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。
収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

本資料のご留意点

- 本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。
- 投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。
- 投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。
- お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

追加型投信／海外／株式

お申込みメモ

| | |
|---------------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。) |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金単位 | 販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いいたします。 |
| 購入・換金申込 受付不可日 | 香港の商業銀行の休業日には受付を行いません。 |
| 申込締切時間 | 原則として、午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることありますのでご注意ください。 |
| 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金 申込受付の中止 及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金（解約）の申込の受付を取消す場合があります。 |
| 信託期間 | 無期限（設定日：2011年10月28日（金）） |
| 繰上償還 | 受益権の口数が10億口を下回るようになった場合等には繰上償還となる場合があります。 |
| 決算日 | 年1回、原則として10月25日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 年1回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。 |

追加型投信／海外／株式

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|---|
| 購入時手数料 | 購入申込金額に3.24%（税込）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じた額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額を、ご換金（解約）時にご負担いただきます。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | |
|----------------------|---|------------------------------------|---------------------|
| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンドの日々の純資産総額に年1.4472%(税抜：年1.34%)を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 | | |
| | 運用管理費用（信託報酬） | | |
| | 内 | 委託会社 | 年1.4472%（税抜：年1.34%） |
| | | 販売会社 | 年0.648 %（税抜：年0.60%） |
| | | 受託会社 | 年0.756 %（税抜：年0.70%） |
| | 訳 | 投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬 ^{※1} | 年0.0432%（税抜：年0.04%） |
| 実質的な負担 ^{※2} | | 年0.65 % | |
| 実質的な負担 ^{※2} | | 年2.0972% | |

※1 本ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.65%）を表示しています。
 ※2 本ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。

| | |
|----------------|---|
| その他費用 及び手数料 | ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等（有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等）が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。 |
|----------------|---|

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他関係法人

| | |
|------|--|
| 委託会社 | SBI アセットマネジメント株式会社（信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社（ファンド財産の保管・管理等を行います。） |
| 販売会社 | ※最終頁をご参照ください。（受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。） |

追加型投信／海外／株式

販売会社一覧

| 金融商品取引業者名 | | 登録番号 | 加入協会 | | | |
|---------------|----------|-----------------------|---------|---------------------|---------------------|----------------------------|
| | | | 日本証券業協会 | 一般社団法人 金融先物取引業協会 | 一般社団法人 日本投資顧問業協会 | 一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会 |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長 (金商) 第44号 | ○ | ○ | | ○ |
| あかつき証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長 (金商) 第67号 | ○ | ○ | ○ | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長 (金商) 第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| カブドットコム証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長 (金商) 第61号 | ○ | ○ | | |
| 立花証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長 (金商) 第110号 | ○ | ○ | | |
| 高木証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長 (金商) 第20号 | ○ | | | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長 (金商) 第165号 | ○ | ○ | ○ | |
| 日産証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長 (金商) 第131号 | ○ | ○ | | |
| SMB C日興証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長 (金商) 第2251号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 松井証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長 (金商) 第164号 | ○ | ○ | | |
| 岡三オンライン証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長 (金商) 第52号 | ○ | ○ | ○ | |

■ 販売会社では、受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。

ファンドのご購入の際は、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。